



高齢者に対して、居住する住宅の改修費用を助成します

# 高齢者自立支援 住宅改修助成事業



豊島区HP

## 内容（対象者・支給限度額など）

	① 改修内容	② 対象者	③ 支給限度額
予 防 的 助 成	① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 便器の洋式化 ⑥ 上記の工事に付帯して必要な工事	自立のかた (要介護認定で非該当となったかた)	工事合計額 20万円
設 備 改 修 助 成	浴槽の取替え 及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	以下の要件をすべて満たすかた ① 要支援1・2、要介護1～5と認定されたかた ② 身体障害者手帳の下肢又は体幹にかかる障害の程度が1～3級で、機能低下が著しく、既存の設備では使用継続が困難なかた	工事合計額 37万9千円
	流し等の取替え 及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	以下の要件をすべて満たすかた ① 要支援1・2、要介護1～5と認定されたかた ② 身体障害者手帳の下肢又は体幹にかかる障害の程度が1～2級又は、補装具として車椅子の交付を受けた内部障害1級で、家事に従事するかた	工事合計額 15万6千円
	便器の洋式化 及びこれに付帯して必要な工事	以下の要件をすべて満たすかた ① 自立、要支援1・2、要介護1～5と認定されたかた ② 予防的助成・介護保険の住宅改修で便器の洋式化工事をしていないかた	工事合計額 10万6千円

助成限度額を上限に、利用者負担分を除いた金額を助成します。  
利用者負担分は、所得に基づき工事費用の1割、2割または3割です。

介護保険  
の認定

- まずは介護保険の認定を受けてください。要介護認定の申請は、高齢者総合相談センターまたは介護保険課で受け付けます。
- 認定の結果によって、受けられる改修助成内容が異なります。
  - 自立（認定後6か月以内） → 予防的助成
  - 要支援1・2、要介護1～5 → 設備改修助成

## 相談

- 工事前に高齢者総合相談センターで相談してください。  
※介護保険の住宅改修を利用されるかたはケアマネジャーに相談

## 見積徴収

- 施工業者に見積書の作成を依頼してください。

## 申請

- 高齢者総合相談センターで申請してください。

申請に必要なもの

- ① 高齢者自立支援住宅改修助成申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書（介護保険様式）
- ③ 工事見積書・図面・工事前の写真（撮影日のわかるもの）
- ④ 自己所有家屋以外に居住のかたは、家屋所有者または管理者の承諾書および賃貸契約書の写し
- ⑤ 身体障害者手帳が要件の場合は、身体障害者手帳の写し

## 決定

- 区の審査後、区から決定通知書が届きます。  
**※決定通知書が届くまでは、工事開始しないでください**

## 工事施行

- 高齢者総合相談センターの職員が工事完了の確認をします。

## 請求

- 高齢者総合相談センターに以下のものを提出し、請求してください。

請求に必要なもの

- ① 工事完了報告書
- ② 領収書の原本（本人氏名・金額・領収日を明記）
- ③ 工事後の写真（撮影日のわかるもの）
- ④ 高齢者自立支援住宅改修助成金請求書兼口座振替依頼書
- ⑤ 受領委任払いの場合は、委任状

## 助成

- 指定の口座に助成金を振り込みます。



## 注意事項



- ・ 申請前に着工された工事は助成対象外です。必ず、工事前に申請してください。
- ・ 改修時に住んでいる住民登録地の住居が対象となります。
- ・ 大規模なリフォームや新築、増改築は対象外です。
- ・ 同一の改修工事で介護保険の住宅改修と併給となる場合は対象外です。

## 介護保険の住宅改修とは？



介護保険サービスにも、住宅改修の助成があります。対象者等の要件が満たされれば介護保険サービスとして助成を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

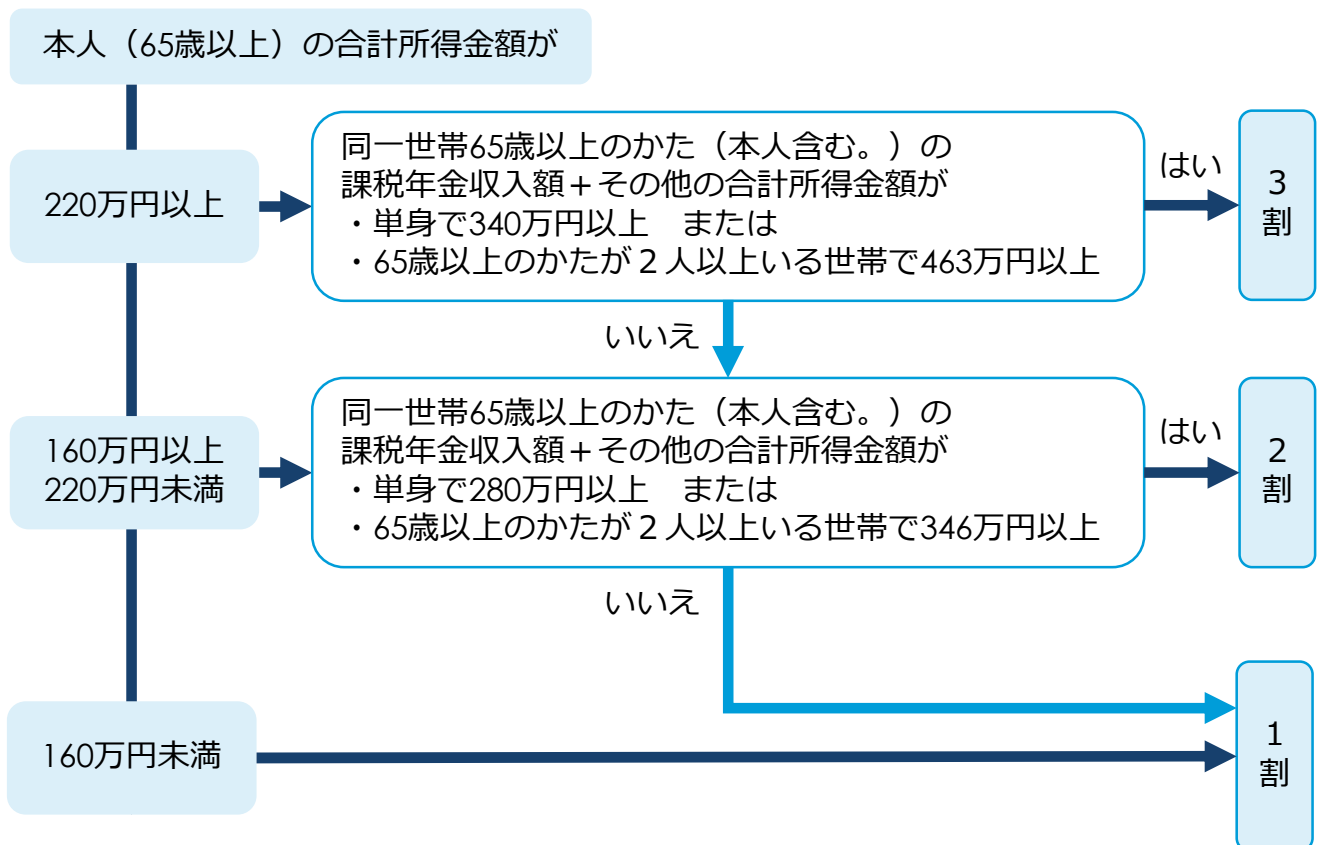
改修内容	対象者	支給限度額
前頁「予防的助成」と同様	要支援1・2、要介護1～5と認定されたかた	工事合計額 20万円

介護保険サービス（住宅改修）に関する問い合わせ  
介護保険課給付グループ ☎ 03-3981-1387

## 利用者負担の割合とは？

介護保険サービスを利用した場合、利用者のかたは、原則としてかかった費用の1割、2割または3割をサービス事業者に支払います。

<参考> 利用者負担の割合



- ・ 住民税非課税者のかたは所得にかかわらず1割負担です。
- ・ 保険料の滞納により給付制限があるかたは、自己負担の割合等が変わる場合があります。

## 申請・問い合わせ先：各高齢者総合相談センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 地 域
菊かおる園 高齢者総合相談センター	西巣鴨2-30-19 特別養護老人ホーム 「菊かおる園」内	03-3576-2245	巣鴨3～5丁目 西巣鴨1～4丁目 北大塚1・2丁目
東 部 高齢者総合相談センター	南大塚2-36-2	03-5319-8703	駒込1～7丁目 巣鴨1・2丁目 南大塚1～3丁目
東部 高齢者総合相談センター こまごめ相談室	駒込2-2-4 区民ひろば駒込内	03-6903-5137	
中 央 高齢者総合相談センター	東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4階	03-5985-2850	北大塚3丁目 上池袋1～4丁目 東池袋1～5丁目
ふくろうの杜 高齢者総合相談センター	南池袋3-7-8 「オリナスふくろうの杜」1階	03-5958-1208	南池袋1～4丁目 雑司が谷1～3丁目 高田1～3丁目 目白1・2丁目
豊島区医師会 高齢者総合相談センター	西池袋3-22-16 豊島区医師会館2階	03-3986-3993	西池袋1～5丁目 池袋3丁目 目白3～5丁目
いけよんの郷 高齢者総合相談センター	池袋本町1-29-12 特別養護老人ホーム 「池袋ほんちょうの郷」内	03-3986-0917	池袋1・2・4丁目 池袋本町1～4丁目
アトリエ村 高齢者総合相談センター	長崎4-23-1 特別養護老人ホーム 「アトリエ村」内	03-5965-3415	南長崎1～6丁目 長崎2～6丁目
西 部 高齢者総合相談センター	千早2-39-16 西部区民事務所等 複合施設2階	03-3974-0065	長崎1丁目 千早1～4丁目 要町1～3丁目 高松1～3丁目 千川1・2丁目



お近くの高齢者総合相談センターがわからないかたは  
下記へお問合せください

豊島区 福祉部  
高齢者福祉課高齢者事業グループ

03-4566-2432

SDGs未来都市としま



豊島区  
TOSHIMA CITY



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。